令 和 3 年 度
 津 山 市 農 業 委 員 会
 (6月定例会議事録)

令和3年6月10日(木) 14時00分~ 津山市役所 本庁舎2階 202会議室 津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員(15名)

1. 長森 健樹 2. 井家上 淑子 5. 仁木 紹祐 7. 小島 仁太郎 8. 坂本 弘 治 9. 筒 塩 清 美 10. 寺元 久郎 11. 岡田 成子 13. 吉野 夏己 14. 髙山 一英 15. 大山 正志 16. 植本 幸男 17. 竹内 隆一 18. 太田 裕恭 19. 山下 英 男

欠 席 委 員(4名)

吉田 局長 高橋 次長 村上主任 亀澤 主任 今井 主事定兼 主査 小椋主査 濃野 主幹 松田 参事

議事

議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請承認について(委員会処分)

議案第 20号 農地法第4条の規定による許可申請承認について(市長処分)

議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請承認について(市長処分)

議案第 22号 非農地証明願承認について

議案第 23号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について

議案第 24号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 25号 別段の面積(下限面積)の設定について

報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第 7号 農地転用届出書の受理について

その他

議 事 録

別紙の通り

 $(14:00\sim)$

事務局長

定刻が参りましたので、令和3年6月の津山市農業委員会定例会を始めます。

本日は、委員19名中15名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、3番池田委員、4番堀江委員、6番尾島委員、12番大垳委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長 森 会 長

みなさま、大変ご苦労様でございます。 6月に入りまして、田植えもほぼ終わって一息ついたと思います。 麦の方は本格的に収穫の最中の時期でありますが、今週は天候にも恵まれ、終わるのではないかと思います。

コロナも岡山は一時期流行りましたが、落ち着きました。津山市農業委員会の委員も65歳以上の方が多いのでワクチンを順次摂取していただければと思います。 本日、議案の後に事務局から説明があると思いますが、2区の安達推進委員から辞任の申し出がありましたので、後ほど説明いただきます。

それでは、運営委員会からの報告を太田運営委員長、よろしくお願いします。

太 田 委 員

先ほど開催されました第3回運営委員会について、私から報告します。本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件については、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長 森 会 長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させてもらいます。1 0番寺元委員、11番岡田委員、お願いします。

それでは、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局説明お願いします。

事務局 (津山)

それでは、議案第19号の説明をいたします。今回、津山地区から4件、加茂地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から1件、合計7件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1 についてですが、勝田郡奈義町の82歳の男性から、下高倉西の54歳自営業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして、1-2 についてですが、愛知県小牧市の65 歳の女性から、草加部の50 歳会社員の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして、1-3についてですが、楢の70歳の女性から、同じく楢の63歳 農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-4についてですが、二宮の72歳の女性から、大篠の72歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請4件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

事務局(加茂)

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1 についてですが、大阪府和泉市の57歳の男性から、加茂町公郷の66歳、会社役員の男性への増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請1件はすべて、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分からの説明は以上です。

事務局 (勝北)

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1 についてですが、北園町の65歳の男性から、原の73歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局(久米)

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1についてですが、東京都杉並区の65歳の男性から、宮部上の45歳会 社員兼農業の女性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり 営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、地元委 員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

久米地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない 事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。 な お 詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第19号の説明は以上です。

長 | はい、ありがとうございました。それでは担当委員から意見お願いします。

14番髙山です。1-1について説明します。6月6日に現地を確認してきましたが、申請地は全て耕作されており、きれいになっていました。また、受人の農地も適正に管理されています。以上です。

7番小島です。1-2、1-3 についてですが、譲受人はどちらも一生懸命されている方ですのでよろしくお願いします。

1番長森です。1-4ですが、受人は元気に農業されている方なので問題ないと思います。よろしくお願いします。

17番竹内です。2-1ですが、問題ありませんので、よろしくお願いします。

11番岡田です。4-1ですが、私の近所に住む方が田んぼが欲しいと以前からお話しされており、今回、この申請地を買われる話となったようです。頑張られると思いますのでよろしくお願いします。

16番植本です。5-1につきましては、受人が新規就農者で面談を実施しました。まじめにする方と思います。地元の大型農家の人に応援を頂いてやっていくとのことです。

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明並びに担当委員からの意見 がありましたが、本案について皆さんご質問等ありますか。

ありません。

ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案について賛成の方は挙手をお 願いします。

《 多数、挙手 》

はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。

続きまして、事務局、議案第20号農地法第4条の規定による許可申請承認について説明お願いします。

それでは、議案第20号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、久米地区から1件、合計2件の申請です。

議案書のページは4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・東一宮の雑種地、635㎡の追認案件についてです。農地区分は、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は施設の拡張で、施設の概要は、露天資材置場及び貯水槽です。転用事業者は、下横野にお住まいの65歳酪農業の男性です。平成元年頃、隣接する食品加工工場からの申出を受け、露天資材置場及び貯水槽の敷地として、貸し出してしまっていたもので、この度、転用手続きができていないことが判明し、是正するため申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、形状変更などは行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則

長 森 会 長髙 山 委 員

小 島 委 員

長 森 会 長

竹 内 委 員

岡 田 委 員

植本委員

長 森 会 長

*

長 森 会 長

*

長 森 会 長

事務局(津山)

不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地 区分からみて問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局(久米)

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・油木北の田、89㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、岡山市北区にお住いの90歳無職の男性です。現在の墓地が山奥にあり、道幅も狭く急傾斜のため、自家用車で行くことができず往来が非常に困難なため、申請地を墓地とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側及び西側は隣接地とは高低差のない形での造成を行い、東側は隣地より低く、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。湯谷池水利組合から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第20号の説明は以上です。

・ 森 会 長 はい、ありがとうございました。続きまして担当委員からご意見お願いします。

5番仁木です。1-1ですが、申請地は鶏肉の加工施設があるところです。周辺 農地への影響もないため、問題ないと思います。よろしくお願いします。

16番植本です。5-1について、本来、太田委員の担当する地区ではありますが、入院中だったこともあり、私が相談を受けましたのでご説明します。事務局が説明しました通り、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。只今、事務局の説明並びに担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

ありません。

はい、ないようでしたので採決に移ります。本案について賛成の方、挙手お願い します。

《 多数、挙手 》

はい、ありがとうございます。賛成多数という事で原案通り承認します。

続きまして議案第21号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。 事務局、説明をお願いします。

それでは、議案第21号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転4件、使用貸借権設定5件、久米地区から賃貸借権設定2件の合計11件の申請です。議案書のページは、5ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・川崎の畑、200㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、野介代にお住いの35歳会社員の男性です。隣接する宅地の購入にあたり、その宅地に駐車場がないことから、申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、形状変更は行わず、雨水排水については、既存の排水溝より、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。川崎町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・勝部の田、422㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は東一宮にお住いの50歳自営業の男性です。転用事業者は電気工事業を主な事業とする株式会社を経営しておりますが、近年業績が堅調に推移し、既存の資材置場では手狭となっていることから、既存の資材置場に近い申請地を露天資材置場として整備し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地の方が高く、また、畦があり、雨

長 森 会 長 仁 木 委 員

植 本 委 員

長 森 会 長

*

長 森 会 長

*

長 森 会 長

事 務 局

水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・横山の田、478㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.8m程度の居宅1棟及び全高2.5m程度のカーポート1棟で、建ぺい率は23%です。転用事業者は、八出にお住いの28歳会社員の男性です。現在、実家で両親と生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから、将来のことを考え、申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地の方が高く、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・金井の畑、405㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高3.4m程度の居宅1棟、露天駐車場及び法面で、建ペい率は25%です。転用事業者は、美作市にお住いの55歳会社員の男性です。現在、美作市にて生活していますが、高齢の父がおり、今後の介護を考え、また、父の後継者として農業を営むことから、実家に近くの申請地を父から借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面を設け、雨水排水については、集水桝へ排水し、道路側溝に接続し、生活雑排水は合併処理浄化槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。植木町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・河辺の田、487㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.2m程度の居宅1棟で、建ペい率は23%です。転用事業者は、河辺にお住いの27歳と32歳の会社員のご夫婦です。現在、アパート住まいですが、子どもの誕生に伴い手狭となったことから、妻の父より申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側は土羽を打ち、東側、北側、西側は隣接地の方が高く、雨水排水については、溜桝に排水し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・下田邑の田、2,104㎡の内0.27㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時転用で、期間は令和3年7月1日から令和6年6月30日までです。転用事業者は、高野本郷に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は林業です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書の写しの添付を受けております。農用地区

域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・下田邑の田、842㎡の内0.23㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時転用で、期間は令和3年7月1日から令和6年6月30日までです。転用事業者は、1-6番と同じ事業者です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書の写しの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・下田邑の田、1,583㎡の内0.29㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時転用で、期間は令和3年7月1日から令和6年6月30日までです。転用事業者は、1-6番と同じ事業者です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書の写しの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・東一宮の田、465㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は志戸部に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、南側にコンクリート擁壁を設置し、東側に法面を設け、雨水排水については、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

事務局(久米)

5-1番・中北上の田、1,255 ㎡、及び5-2番・同じく中北上の田、1,593 ㎡の賃貸借権設定の件についてです。この2件は、関連する一体的な事業計画となっておりますので、あわせてご説明させていただきます。農地区分は、農振除外された土地ですが、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は、店舗、具体的にはコンビニエンスストアで、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高3.8m程度の店舗1棟、軽量鉄骨造平屋建て全高2.0m程度の物置1棟及び露天駐車場です。転用事業者は、東京都品川区に本店を置く、資本金の額約585億円の株式会社で、主な事業は小売業です。近辺には小売店舗がないため、地元から小売店舗出店の要望があったこともあり、適地を

探していたところ、近辺に集落が多くあり、国道にも面している申請地にコンビニ エンスストアを建設するため転用するものです。転用にあたり、境界部分について は、南側の国道及び北側市道と同じ高さに埋め立てし、東側は申請地の方が低く境 界にブロックを設置し、西側は法面を設け勾配を十分にとり、雨水排水については 集水桝、新設水路を設置し、南側既存水路に接続し、生活雑排水は合併処理浄化槽 に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっていま す。八幡埼池水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「流通業務施設、休憩所、給油 所その他これらに類する施設」に該当しており、他に代替地もないとのことから、 転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第21号の説明は以上です。

ありがとうございました。続きまして地区担当委員のご意見をお願いします。 森 会 長

1区大山です。1-1、1-2について説明します。どちらも露天駐車場にする とのことですが、近隣の人も問題ないとのことです、よろしくお願いします。

8番坂本です。1-3ですが、先程の説明のとおり、問題ないと判断しておりま す。よろしくお願いします。

2番井家上です。1-4についてですが、子どもさんの家を建てられるとのこと で、推進委員からも問題ないと聞いております。よろしくお願いします。

8番坂本です。1-5、申請内容について一部わからないところがあったので、 設計事務所に確認し、問題ないと判断しておりますので、よろしくお願いします。

1番長森です。1-6、1-7、1-8についてですが、受人と渡人が同一です ので一括で説明させていただきます。太陽光発電施設への一時転用ですが、地元の 推進委員からの問題ない旨のご意見もいただいております。よろしくお願いしま

5番仁木です。1-9ですが、2筆になっていますが見た目は1枚の田んぼで す。大規模農道に面する第3種農地で、道路と建物の間の、住宅街の中の農地で す。周辺への影響もありません。よろしくお願いします。

16番植本です。5-1、5-2ですが、地元の要望も多く、事務局が説明した 通り問題ないと思います。よろしくお願いします。

はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに地区担当委員のご意見はお 聞きの通りでございます。本案につきまして何か皆さんご質問等、ありませんか。 ありません。

ないようでしたら採決に移ります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

《 多数、挙手 》

はい、挙手多数という事でございます。よって本案は原案通り承認といたしま す。ありがとうございました。

続いて議案第22号非農地証明願承認ついて上程いたします。筆頭者の方は説明 お願いします。

7番小島です。1-1ですが、若い人が帰ってこられたときに家を増築して敷地 の角を埋めてしまったということです。よろしくお願いします。

8番坂本です。1-2ですが、平成14年頃宅地にしており、面積も11㎡と小 さく、仕方がないと思います。よろしくお願いします。

4-1ですが、堀江委員が欠席の連絡を入れた際に、事務局へ問題ないものとの ご意見を伝えているようですので、問題ないものと思います。

11番岡田です。4-2、長い間空き家になっていて、周りも荒れており、仕方 がないと思います。よろしくお願いします。

16番植本です。5-1につきまして、申請地の地目は田んぼですが、畦を少し

大きくしたような形状で、致し方ないと思いますのでよろしくお願いします。 はい、ありがとうございました。筆頭者の皆様のご意見はお聞きの通りですが、

何かご意見ございますか。

長 大 Ш 委 員

坂 本 委 員

井家上会長代理

坂 本 委 員

長 森 会 長

仁 木 委 員

植 本 委 員

長 森 会 長

*

会 長 森 長

長

森 会 長

小 島 委 員

坂 本 委 員

長 森 会 長

尚 田 委 員

植 本 委 員

森 長 会 長 長 森 会

ありません。

長 ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手お願いします。

~ / 。 《 多数、挙手 ≫

* 長 森 会 長

賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第23号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の方、説明お願いします。

竹 内 委 員

17番竹内です。 2-1 について説明します。昭和60年頃から耕作していないようで、山林化してしまっています。よろしくお願いします。

岡 田 委 員

11番岡田です。4-1については、尾島委員より問題ないと連絡がありました。

また、4-2についてですが、申請地は他人の土地を通らないと入れないようなところで、入り口には鎖が掛かっており、耕作はできないようなところです。仕方がないと思います。よろしくお願いします。

植本委員

16番植本です。5-1ですが、申請地は山の斜面に面したところで、日当たりも悪く作物を作るのは難しいと思います。よろしくお願いします。

長 森 会 長

ありがとうございました。筆頭者の説明は只今お聞きいただいた通りでございま す。本案についてご質問、ご意見はございませんか。

ありません。

* 長 森 会 長

ないようでしたら採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。

《 多数、挙手 》

長 森 会 長

賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、議案第24号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明 をお願いします。

事 務 局

議案第24号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。

議案書のページは、12ページから15ページです。12ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区3件、加茂地区1件、久米地区5件の合計9件、所有権移転によるものが津山地区1件です。

以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第24号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。

*

ありません。

長 森 会 長 * ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。 ≪ 多数、挙手 ≫

長 森 会 長

賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、議案第25号別段の面積(下限面積)の設定について上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第25号の説明をいたします。現在の下限面積は、昨年度の議案第93号別段の面積(下限面積)の設定についてで議決されたことにより津山市全域で30アールと設定しております。また、空き家に付随する農地を取得する場合において、新規就農を促進することを目的に、別段の面積を1アールに設定することを前回の定例会でご審議いただきました。以上の2つのことをまとめて昨年度の議案第93

それでは、ご審議の程よろしくお願いいたします。

号を改め、議案第25号としてご審議いただくものになります。

長 森 会 長

ありがとうございました。議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございま す。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。

大 山 委 員

空き家とその隣にある空き家とはまた別名義の農地を一緒に購入したいという方がおられた場合にはどうなのでしょうか。

事 務 局

その場合につきましては、この規定を用いるのではなく、当該農地が今後荒れていくことが見込まれ、地区としてその方に耕作して頂かなくては、農地の保全が図られないと判断した場合には、下限面積を引き下げるという、弾力的な運用を行っていくことが考えられます。

長 森 会 長 *

他にございますか。

森 会 長

ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。

《多数、举手》

ありません。

* 長 森 会 長

長

賛成多数ということで、議案通り承認されました。

続きまして、報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第6号について説明します。議案書のページは17ページから22ページです。今回は、相続によるものが10件54筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。

報告第6号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。

続きまして、報告第7号農地転用届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、報告第7号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、23ページです。今回は、2件です。

1-1につきまして、小田中の畑、441㎡のうち199.62㎡に農業用倉庫及び農業用車両駐車場を設けていたというものです。

続いて、1-2 につきまして、福田の畑、189 ㎡のうち79.60 ㎡に農業用倉庫を設けるというものです。

報告第7号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。それでは、議事はここで終わりましたが委員のみなさ まから、何かございますか。

* ありません。

長 森 会 長

ないようですので事務局から何かありますか。

事 務 局

失礼します。それでは、先程、冒頭の会長の挨拶にありましたように、令和3年6月7日付けで2区の推進委員の安達正美さんから7月末日をもって、その職を辞する旨の辞任願が提出されました。辞任の理由は一身上の都合によるものです。

ここで、農業委員会等に関する法律第23条によれば、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができるとありますので、この辞任願に同意するか否かをお諮りいただいきたいと存じます。

長 森 会 長

只今事務局から安達委員辞任の申し出の説明を受けましたが同意してよろしいで すか。挙手お願いします。

*

≪ 多数、挙手 ≫

長 森 会 長

ありがとうございます。挙手多数をもって辞任に同意いたします。

事 務 局

只今辞任に同意を頂いたことを持ちまして、2区に欠員が生じます。欠員となる 2区の農地利用最適化推進委員につきましては、適宜その募集を行っていきたい と考えております。

長森 会 長事 務 局

次回の開催について説明お願いします。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。

次回、7月の定例委員会ですが、令和3年7月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、7月の定例委員会ですが、令和3年7月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。

運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

また、農業委員会にご出席いただく委員の方において、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加を自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。加えて、会場入り口には、手指消毒用の消毒液、体温計、予備のマスクを置いてございますので、ご利用いただきたいと存じます。

事務局からの連絡は、以上でございます。

長 森 会 長

ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長森 健樹

署名委員

 署名委員	印	
罗 夕禾昌	(FII)	
署名委員	(EJI)	